

答申書

八潮市特別職報酬等審議会

令和3年11月8日

八潮市長 大山 忍様

八潮市特別職報酬等審議会
会長 古庄 正登



議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料について
(答申)

令和3年10月18日付け八潮総発第713号で諮問のあったことについて、慎重に審議した結果、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

答 申

1 報酬等の額は、次のとおりとすることが適切である。

議長	報酬月額	455,000円（現行のとおり）
副議長	報酬月額	415,000円（現行のとおり）
常任委員長	報酬月額	400,000円（現行のとおり）
議会運営委員長	報酬月額	400,000円（現行のとおり）
議員	報酬月額	395,000円（現行のとおり）

市長	給料月額	905,000円（現行のとおり）
副市长	給料月額	775,000円（現行のとおり）
教育長	給料月額	725,000円（現行のとおり）

【 答 申 説 明 】

1 はじめに

本審議会は、平成27年度に開催された審議会時に、特殊な事情等がある場合を除き、原則、3年に一度程度、報酬の額等の検証を行うことが望ましいとの付帯意見が提出されたため、前回の開催時から3年経過した本年に、開催されることとなった。

令和3年10月18日、11月8日の延べ2回にわたり会議を開き、市民の代表として公平不偏の立場を堅持し、市民感情に十分配慮した上で、慎重に審議を行った。

審議については、県内全市における財政状況や報酬額等の状況、社会経済情勢等を総合的に比較分析し検討を行い、様々な立場から意見交換を行った結果、今回の答申に至ったところである。

2 報酬等の改定について

現在の社会経済情勢について、平成30年の審議会以降、消費者物価指数は、令和元年は0.5ポイントの増加、令和2年は増減なしと、ほぼ横ばいの状況となっている。

平成27年度の審議会時に引き上げのポイントとなった埼玉県最低賃金は、上昇傾向が続いているが、賃金の上昇が平成30年度以降も概ね数十円での上昇が続いているが、平成27年度の審議会時ほど大幅な上昇は生じていない。

また、公務員給与についても、人事院勧告は平成30年の審議会以降、月例給は0.1ポイントのプラス改定となっているが、特別給の年間支給月数の減少により、平均給与月額では減額となっている。

本市の状況については、平成30年以降も人口は増加し続けているが、大幅な増加とはなっていない。

また、本市の議員一人当たりの人口についても、平成30年の定数21人から現在まで変更がないことから、他の団体と比較しても大幅な増加とはなっていない。

このように3年前の据置き時の状況と比較し、報酬等の引き上げもしくは引き下げとするような大きな変化はない。加えて、平成28年度の改定以降、県内他市と比較しても報酬等の水準は低いとは言えない状況にある。こうした現状に鑑み、議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、据置くことが適切と判断したところである。

また、今回の審議会は平成27年度に開催された審議会時の付帯意見で、原則、3年に一度程度、報酬の額等の検証を行うこととしたことにより開催されたものであり、前回に引き続き社会経済情勢等の変化に柔軟に対応することが可能となっている。

このことは、今回の審議会において報酬額等が適正であるか否かの判断を可能とした要因の一つであると考えられるため、今後も定期的に報酬の額等の検証を行うことが重要であると考える。

以上